



公的制度 マイホーム借上げ制度で

空き家や、相続したお家のお困りごと、解決しませんか

放火・
不法侵入

増える
税金

草木が
伸び放題

劣化・
倒壊

手入れ・
管理



賃貸保証あり！

マイホーム借上げ制度で 「売る」ではなく「貸す」という 選択肢があります。

思い入れが詰まった家が空き家になったからといって、売りにくい…。

でも維持していく費用や手間が負担に。

そんな方に、持ち家を「貸す」ことで資産として活用できる公的制度が「マイホーム借上げ制度」です。

一般の賃貸とは違うポイント

借り手がなくても、
賃料を保証



最初の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料を保証。安定した賃料収入が見込めます。

貸しても、
家に戻ることができる



3年以上の定期借家契約で、契約終了後に、マイホームに戻ることができ、売却することも可能です。

入居者との
トラブル対応不要



JTI®が借上げて転貸するので、一般の賃貸のようにオーナーが入居者と直接関わることはありません。

制度をご利用いただける方

日本に居住する50歳以上の方(原則として国籍は問いません)。または海外に居住する50歳以上の日本人。および両者の共同生活者(1名まで)

対象となる住宅について

制度利用者が単独所有または第三者と共同所有する、日本国内にあり、かつ耐震性が確保されているなど規定の条件を満たす住宅。一戸建・マンションが対象となります。



50歳未満の方でも利用できる場合があります。

埼玉県に所在する物件は、一律でご利用いただくことが可能です。

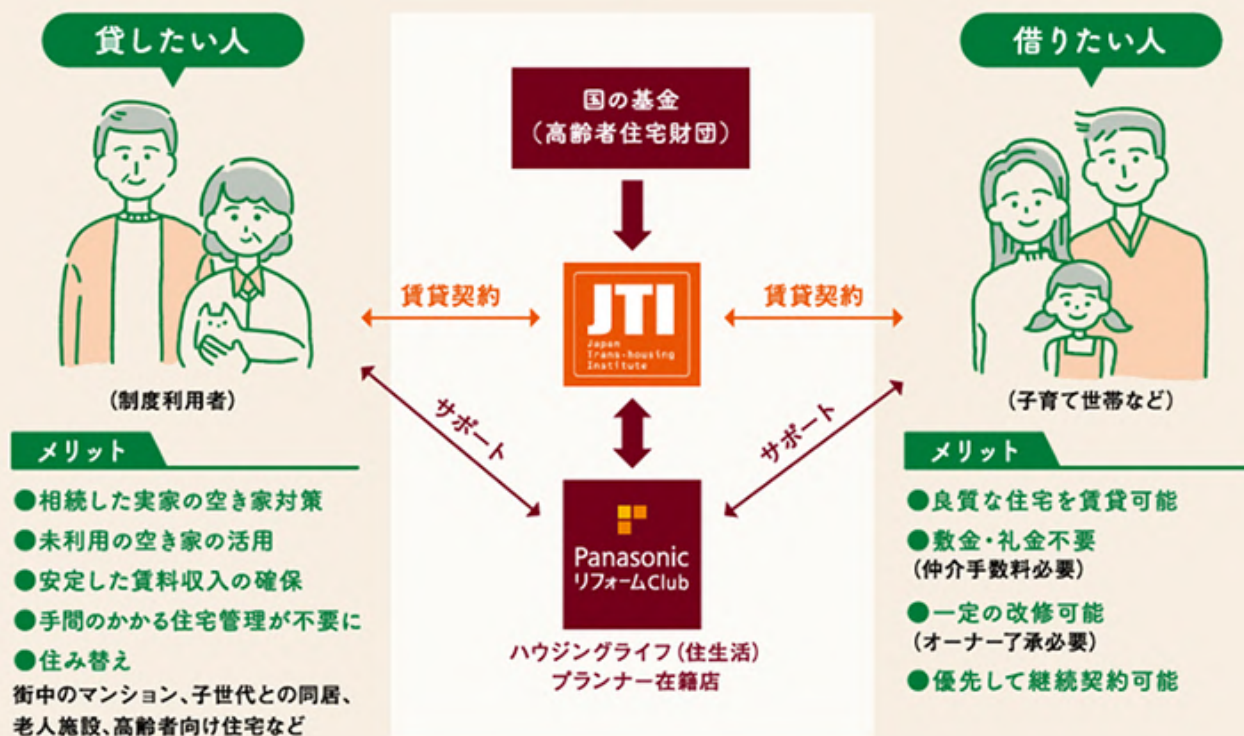
(埼玉県に所在しない場合、下記特例に当てはまる場合でも、50歳未満の方のご利用が可能です)

相続空き家特例 …………… 家を相続したものの、当面お住まいになる予定のない空き家オーナーが対象。制度利用申し込み時点で、すでに空き家であることが条件となります。

生前贈与特例 …………… 親子で同居している家で、すでに名義が子供になっている場合に適用される特例制度。住みかえ時に、「マイホーム借上げ制度」の利用が可能になります。

PanasonicリフォームClubが、 貸したい人と借りたい人をつなぐ、お手伝いをします。

「マイホーム借上げ制度」の活用イメージ



制度の活用で、セカンドライフにゆとりが生まれます

受け取り
家賃総額の
一例



埼玉県川口市 (1990年築/制度利用12年)	約 1,690 万円
千葉県松戸市 (1988年築/制度利用11年)	約 1,320 万円
神奈川県小田原市 (1999年築/制度利用13年)	約 1,770 万円

*2019年末日時点での金額の一例です。特定地域での家賃受け取りを確約するものではありません。
*制度利用中はリフォームや修繕などの費用がかかる場合があります。

※JTIとは(一般社団法人 移住・住みかえ支援機構)



国土交通省が管轄する(一財)高齢者住宅財団の住替支援保証業務の事業実施主体として認可を受けて、公的移住・住みかえ支援制度の実施・運営にあっている国内唯一の非営利一般社団法人です。

※ハウジングライフ(住生活)プランナーとは

公的な移住・住みかえ支援制度を、シニアライフプランニングの中で役立てる目的で企画された資格です。「マイホーム借上げ制度」の紹介やサポートには、この資格が必要です。